

練馬区告示第 **532** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により特別区道路線をつぎのように認定し、同法第18条第1項の規定によりその区域を決定し、同条第2項の規定により供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年10月13日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月13日

練馬区長 吉 田 健 一

路 線 名	区 間	起 点 終 点	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	面 積 (平方メートル)
33-689	練馬区	南大泉 五丁目 707番 47地先 から	5.00	98.60	504.42
	練馬区	南大泉 五丁目 712番 8地先 まで			

特別区道路線認定図

南大泉 五丁目 地内

縮尺 800分の1

- 特別区道
—— 新認定道路

